

資格確認書の交付方法及び有効期限について

(1) 変更内容

組合員資格取得時及び被扶養者認定時には、これまで様式内の「資格確認書発行要否欄」の記載に基づき、要の場合は資格確認書（最長5年有効のもの）、否の場合は資格確認書（最長3か月有効もの）を交付していました。

今後は、「資格確認書発行要否欄」を廃止し、資格確認書（最長4か月有効のもの（※））を一律に交付します。その後、マイナ保険証を保有していない者については、有効期限が到来する前に資格確認書（最長5年有効のもの）を毎月20日頃の一斉交付で送付します（職権交付。申請不要）。

※ 有効期限の考え方

最長4か月有効のもの…交付日から4か月以内の最も遅い「月末」

最長5年有効のもの…交付日から5年以内の最も遅い「9月30日」

	現行	変更後
届書の要否欄	あり	なし
資格確認書の有効期間	【一斉交付】最長3か月 【一斉交付以外】 「資格確認書発行要否欄」が 「否」の場合…最長3か月 「要」の場合…最長5年	<u>資格取得時は、一律で最長4か月</u>
マイナ保険証保有なし等の者（※）への追加送付	一斉交付で「要」としたかマイナ保有なしの場合に資格確認書（最長5年有効のもの）を送付（職権交付。申請不要）	有効期限前に資格確認書（最長5年有効のもの）を送付（職権交付。申請不要）

※ マイナ保険証を保有していない方のほか、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方、医療保険者等向け中間サーバーへ加入者情報が登録されておらずオンライン資格確認を受けることができない状況にある方（新規取得時やマイナンバーの誤りが疑われる場合等）等が該当します。

(2) 様式について

「一般・短期組合員資格取得届書」、「被扶養者申告書」及び一斉交付の「資格取得者等チェックリスト」における「資格確認書発行要否欄」を廃止します。今後は、書類作成時にマイナ保険証の保有状況を確認いただく必要はありません。新様式については、別紙4「福利厚生事務の手引 別冊様式集 資格関係様式の更新表」を御確認ください。

(3) 適用年月日

令和7年12月2日以降に共済組合で受け付けた書類から変更を適用します。

※ 旧様式で資格確認書発行要否について指定があった場合も、適用年月日以降に受け付けた場合は変更後の取扱いとし、「資格確認書発行要否」欄の如何によらず資格確認書（最長4か月有効のもの）を交付します。